

賛同署名のお願い

人口 16 万 7 千人、栃木県下第 2 の都市小山市で、5 期 20 年目のベテラン市長が適正
手続とはあまりにかけ離れた市民の利益を大きく損なう指定管理者の指定を行いました

「申請条件無視の『ゆめ評定』は応募資格なし！指定はあり得ない！」

「市民の税金 8400 万円が不透明な手続で使われるのは NO！」

「不公正な選定委員会による不正選定の強行は許さない！」

私たち小山市民は、全国の良識ある皆様のお力をお借りして、市民の声を聞こうとしない小山市長に対し、「ゆめ評定」を小山市まちなか交流センターの次期指定管理者に指定したことの撤回を求めます。是非賛同署名をお願い致します。

小山市長に指定撤回を求める全国 2 万人署名を呼びかける会

呼びかけ人／楠通昭、山中睦夫、石川あつ子、秋葉紀男、星野孝行 事務局／浅野正富
署名簿送付先 〒323-0034 栃木県小山市神鳥谷1-6-19 浅野正富法律事務所内
「小山市長に指定撤回を求める全国 2 万人署名を呼びかける会」事務局
TEL 0285-25-6577 FAX 0285-25-6627
<http://sites.google.com/view/new-oyama> e-mail : civic.oyama@gmail.com

※署名は自筆の上、郵送、ファックス、PDF 添付のメールで事務局まで！ 締切は **2月29日**です。

上記の趣旨に賛同し署名致します。

氏 名	住 所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

※趣旨をご理解いただければ国籍・年齢は問いません。記載された個人情報是指定撤回要求書添付以外には使用致しません。

不正指定はこのようにして行われました！

1 月祝休館、20 時閉館で利用時間を 23%もカットしたい「ゆめ評定」は応募者失格

「小山市まちなか交流センター」指定管理者の応募条件の業務仕様書に定められた休館日年末年始、開館時間午後 9 時までにつき、申請 2 か月前に設立され活動実績の全くない「ゆめ評定」は、サービス向上と経費削減の提案を求められた 2019 年 9 月の選定委員会のプレゼンにおいて月曜、祝日も休館し、閉館を 1 時間繰り上げ午後 8 時までと 23%も利用時間を減少したいと著しいサービス低下の方針を標榜しました。プレゼンの趣旨に反するばかりか業務仕様書上も変更できる余地がなく、また閉館繰り上げには条例改正が必要なため、その時点で即応募者失格とされなければなりません。ところが選定委員から何もとがめられず現指定管理者の「ワーカーズユープ」よりも高得点で選定されました。このような団体が市民へのサービスの向上に努めなければならない指定管理者に不適格なのは明白です。この実績もない、法人格もない指定管理者不適格団体が小山市長によって次期指定管理者に指定されてしまいましたが、5 年間 8400 万円もの税金が投入されることを、納税者である市民はとても許せません。

2 誰もが不公平と感じる「ゆめ評定」の利害関係者を 2 名も委員に入れた選定委員会

選定委員 7 名のうち副市長はじめ市幹部職員 4 名、利用者代表 1 名を除く 2 名は、「ゆめ評定」代表者が勤務する学校法人の同僚教員で回避もせず選定に関与しました。小山市は選定委員会設置要綱上問題ないと説明しますが、一般常識のある方であれば誰もが不公平と感じる選定委員会による選定です。

3 利用者満足度 90%よりも実績のない「ゆめ評定」を評価した小山市作成歪曲資料

選定委員に配布された小山市作成の応募者 2 団体の申請書概要比較表は、現指定管理者の「ワーカーズユープ」については有利な記載は省いて不利な記載は詳細に記載し、申請書自体を精査しない限り「ゆめ評定」の方が優れているかのような印象を持つように作成されました。その結果、利用者満足度 90%のアンケート結果だった「ワーカーズユープ」が全く実績のない「ゆめ評定」に 700 点満点中 117 点もの差をつけられてしまったのです。

4 落選した団体メンバーがお目付け役になり、辞任せずに新団体で応募ってアリ？

「ゆめ評定」は 5 年前の指定管理者選定で落選した団体と構成メンバーがほぼ同じで代表者も同一人物であり、3 年前からメンバーのほとんどが小山市によって小山市まちなか交流センターのお目付け役である運営調整会議の委員に選任され代表者が委員長に就任しました。今回委員長含め 6 名の委員全員が辞任もせずに申請 2 か月前に「ゆめ評定」を設立して応募しており、まるで運営調整会議自体が応募しているかのようです。この異常をすべて許してきた小山市に公平な選定は望むべくもありません。

5 23%利用制限も条例違反も知らずに承認させられてしまった小山市議会よ、怒れ！

小山市は選定委員会の選定結果について 2019 年 12 月の市議会に承認を求めた際、「ゆめ評定」が業務仕様書違反を犯し、条例改正も必要な 23%の利用時間減少を表明していたことを一切説明していませんでした。小山市は利用時間減少を認めていないから問題ないと弁解していますが、「ゆめ評定」は選定手続の中で 23%の利用時間減少を前提とした人員配置表しか提出しておらず、現行通りの利用時間で運営する気は全くなかったのです。私たちが指摘して慌てて小山市は現行通りと言い出しました。小山市の議会軽視に市議会自身が怒ってほしいのですが、議会が怒るのを待っていたのでは間に合いません。「小山市長に指定撤回を求める全国 2 万人署名を呼びかける会」は全国の良識ある皆様のお力をお借りして、市民の声を聞こうとしない小山市長に対し不正指定の撤回を求めます。

ホームページでは、小山市議会に提出した要望書や選定委員会に対する公開質問状と回答書、記者会見の様態等も閲覧でき、署名簿もダウンロードできます。QR コードでアクセスして下さい。URLは <http://sites.google.com/view/new-oyama> 署名集めにかかる費用のカンパにご協力ください。1000 円、何円でも歓迎。振込先:三井住友銀行小山支店(普)4113693「アサノマサトミ」名義

